



平成24年12月19日

各 位

会社名 株式会社 プレナス
代表者名 代表取締役社長 塩井 辰男
(コード番号：9945 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 丸山 俊也
(TEL：092-452-3678)

訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

当社が、(有)オフィス創業経営から提訴されている損害賠償請求訴訟について、控訴審である東京高等裁判所より、当社の主張を全面的に認め、控訴人の控訴を棄却する当社全面勝訴の判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決に至るまでの経緯

本控訴は、平成24年7月20日付で東京地方裁判所によって言い渡された、当社を被告とする損害賠償請求訴訟に係る第一審判決を不服とし、平成24年7月31日付で(有)オフィス創業経営が、原判決の取り消しと損害賠償総額1,675万26円の支払を求めて提起されておりました。(控訴状送達日は同年9月10日)

なお、本控訴が提起されるに至った経緯など当時の詳細につきましては、平成24年9月11日付開示の「訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 控訴を提起した者

(1) 商号	(有)オフィス創業経営
(2) 所在地	埼玉県三郷市早稲田一丁目17番地1
(3) 代表者の氏名	代表取締役 堂元 政一

3. 判決があった年月日及び裁判所

(1) 判決日	平成24年12月19日（判決書送達日は同年12月19日）
(2) 裁判所名	東京高等裁判所

4. 判決の内容

判決の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴費用は、控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

現時点では、この判決による当社業績への影響はありませんが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上